

第四号様式 (平20内府令47・全改、平22内府令40・令元内府令2・令2内府令75・一部改正)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第3項
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 年 月 日
 【会計年度（又は事業年度）】 自 年 月 日 至 年 月 日

【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】(2) _____
 【事務連絡者氏名】(3) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【縦覧に供する場所】(4) 名称 _____
 (所在地) _____

第1【上場債券等の状況】(5)

債券の名称	発行年月	償還年月	券面総額	会計年度 (又は事業年度)末の 未償還額	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	上場又は登録年月日

第2【上場債券等に関する基本事項】

- 1【発行主体】
- 2【上場債券等の要項】
 - (1)【債券の名称及び記名・無記名の別】
 - (2)【券面総額】
 - (3)【各債券の金額】
 - (4)【発行価格及びその総額】
 - (5)【利率】
 - (6)【償還期限】
 - (7)【債券の管理会社】
 - (8)【振替機関】
- 3【利息支払の方法】
- 4【償還の方法】

- 5 【元利金支払場所】
- 6 【担保又は保証に関する事項】
- 7 【債券の管理会社の職務】
- 8 【債権者集会に関する事項】
- 9 【課税上の取扱い】
- 10 【準拠法及び管轄裁判所】
- 11 【公告の方法】
- 12 【その他】

第3 【外国為替相場の推移】 (6)

(1) 【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

(2) 【最近6月間の月別為替相場の推移】

月別					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					

(3) 【最近日の為替相場】

円（年 月 日）

第4 【発行者の概況】

1 【発行者が⁸国である場合】

- (1) 【概要】
- (2) 【経済】
- (3) 【貿易及び国際収支】
- (4) 【通貨・金融制度】
- (5) 【財政】
- (6) 【公債】
- (7) 【その他】

2 【発行者が⁸地方公共団体である場合】

- (1) 【概要】

- (2)【経済】
- (3)【財政】
- (4)【公債】
- (5)【その他】
- (6)【発行者の属する国の概況】

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

- (1)【設立】
- (2)【資本構成】
- (3)【組織】
- (4)【業務の概況】
- (5)【経理の状況】
- (6)【その他】
- (7)【発行者の属する国の概況】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者であって、当該外国債等預託証券が金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録された場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名等、上場又は登録年月日等を「第1 上場債券等の状況」に記載し、発行価額の総額、発行価格、利率、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第2 上場債券等に関する基本事項」に記載し、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(3)の1に準じて記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。

なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式中「第4 発行者の概況」の次に「第5 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

c 次に掲げる事項を除き、第二号様式に準じて記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

発行者を代表して有価証券報告書を提出する権限を有する者（以下この(2)において「代表者」という。）の役職名及び氏名を記載すること。

(3) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(4) 縦覧に供する場所

縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(5) 上場債券等の状況

a 金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録された債券について記載すること。

b 法第2条第1項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。

(6) 外国為替相場の推移

a 上場した債券が外国通貨をもって表示されるものである場合には、当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。

b 平均相場とは、会計年度（又は事業年度）の各月末日における為替相場の平均額をいう。

c 当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度（又は事業年度）及び最近6月間において掲載されている場合には、記載を省略することができる。